公安委公告

周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

.....九

平成三十年度随時実施二級及び随時実施三級技能検定試験の実施(労働政策課)……………五

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)

应

山

報

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課) ………一

所在地

山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場

称

工場又は事業場の名称及び所在地

田辺三菱製薬工場株式会社

山口県知事

村 岡 嗣 政

大阪市淀川区加島三丁目一六番八九号

目

次

4月20日 (金曜日)

平成 30年

評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年四月二十日から同年五月十日までの

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 平成三十年四月二十日

特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

十八号	備考 「四	四七-ニ	四七一口	種類	
)別表第一第	七一ロ」及び「	"	0.11	能がメーカ	構
四十七号の医薬品	四七一二」とは	"	平成三〇、	年予工事着 日定手	
品製造業の用	は、水質汚濁	"	平成三〇、一	年予工事 月 日定成	造
に供するろ過	防止法施行	"	平成三〇、一	年予使 月 月 日定始	
適施設及び混	令(昭和四·	"	断続	間使 用時間	使田
混合施設をいう。	[十六年政令	"	五 時 間	時り一 の日 使当 間用た	用 の 方
でいう。	守第百八	"	変動なし	動 の 概 要 的 要変	法

山口県告示第百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

山

П

(_	_)
担当	ドコ、
する	1
沙力等	ラくぎ
等 0 沿 当) 57.
戸対り見の信	ナビバ
値及と	ノ旨をぶ
て滑力	ドラく
年 0 量	ZF () =

/1201								/1		TIX		∟/y₁		/19			.,	_
· 第	集 七	河沙			種		二処理	凝集沈殿	活性汚泥処	種	四汚水等の	備考()の	四七-ニ	四七-口		種 類		
加設	包	夕 五 赤 言	里布安		類		施設によ	施設	理施設	類	横造及の処理施	の表の備考は、	巻 二	一	通	水		
処理後	処理前	処理後	処理前		項目		る処理前	鋼	製筋コン	構	種類、構造及び使用時間間隔汚水等の処理施設に関する事項	は、この表につ	"	五	常	素 イ オ		
"	"	七.五	八.五	通常	水素イナ	汚	及び処理	鉄製	クリート	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	13	九~三	七〈三	最大	(水素指数)	汚	
"	"	七・八八二	九~八	最大	(水素指数)	水	後の汚水笠			能		て準用する。	=,		通	化学的	水	
"	"	四一	二七六	通常	化学的酸素要求量	等	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並び	七、二〇〇	三、四二〇	田力			000	○五六 一、	常最	酸素質	等	
"	"	六〇	三九〇	最大	(mg/ℓ) 素要求量	の	態の値並び	凝集	活性	処理の			000	九六〇	大通	/ 求	0	
111	"	三四	九二	通常	浮遊物	汚	5に汚水等の量	沈殿	汚泥連	方式			"	五.	常	遊物	汚	
110	"	五.	11110	最大	(mg /質 ℓ 量	染	の量			間使用時間			"		最大	mg質 ℓ 量	染	
				最	動植物油脂類	状		"	続二二	隔間の一					通	窒	状	
	"	三	五	大通	(e) 脂類 窒				時	使日当たり			"	四 〇	常最		態	
"	"	三三三		常		能		"	変				"	八、二三六	大	mg / ℓ 素	の	
"	"	四五	一 五	最大	mg / ℓ 素	0)			動なし	概がの変動の			"	検出せ	通		値	
"	"	0 Ξ	検出せず	通常	tate la	値				年工事			"	が検	常最	燐 %		
"	"	一.九	検出せず	最大	燐(mg/ℓ)			ļ.	既	年 月 日				出せず	大	mg / e		
"	"	三、六〇一	==, -01	通常	一 汚水等の一日当たりの量					年 月 日				三	通常	汚水等の一日当たりの量 (m)		
"	"	三、八〇七	三、三〇七	最大	当たりの量(㎡)			min /	л. Х	年 月 日			=	Ξ	最大	こたりの量 (m))	

下関市立市民病院

名

所

排

No. 1

五.

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 水 П \Box 通 水素イオン濃度 七 五 常 排 最 出 通 化学的酸素要求量 二 : 五 常 水 最 九・五 大 の 通 浮 遊 <u>-</u> 常 汚 物 最 mg /質 **ℓ**量 $\frac{-}{\circ}$ 大 染 動植物油脂類 最 状 大 通 窒 八・九 態 常 最 mg _ 二 三 0) ℓ _素 大 通 · -値 常 燐, 最 mg 〇 五 ℓ 大 排出水の一日当たりの量 通 一三、六二〇 常 最 四 ,四〇〇 $\widehat{m^3}$ 大

山口県告示第百六十二号

り、 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

地 認定が効力を有する期限

下関市向洋町一丁目一三番一号 在 平成三三、 三、三二

山口県告示第百六十三号

口

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年四月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

山

平成三十年四月二十日

山口県知事 村 岡 嗣

政

路 道路の種類 名

道路の区域

線

周東美川線

平成.	30年 4
四地先から岩国市周東町獺越字大形二一六一の	区間
旧	旧新別
最疾 二〇・五	敷地の幅員
六九・六	(メートル) 延 長
	備

山口県告示第百六十四号

地先まで同市周東町獺越

同字二一六五の一

新

最最 広狭

七一 〇五

六九・六 | 完了による。

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年四月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成三十年四月二十日

山口県知事 村 岡 嗣

政

周東美川線 道	路線名
同市周東町獺越。同字二一六八の四地先まで岩国市周東町獺越字大形二一六一の四地先から	供用開始の区間
平成三十年四月二	供用開始の期日

山口県告示第百六十五号

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

平成三十年四月二十日

考

時宗地区 区域の名称

> 山口県知事 村 岡 嗣

> > 政

 \equiv

県

と九号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号

_	T .	٦	FIX			()(.F9] /			AD 20
	"	"	"	"	"	"	"	"	下	市
									松	
									市	名
	"	目生 野	"	"	"	"	"	生野屋	目生 野	前大
		目生野屋西 <u>一</u>						屋	目 生野屋西三丁	字
		亭							臺	名名
			"	"	"	"	"	力手		字
										名
	一三七四の一	一四〇五の一	一三九九の五	六八八の一	四三七の一八	四三七の一八	四三七の一六	四三七の四	一三七七の四	地
										番
	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	号	標
										柱
										番
										号

山口県告示第百六十六号

口

ついて次のとおり定めた。 に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参 加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事 (第一工区) の契約に係る一般競争入札 方法等に

山

平成三十年四月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事 (第一工区

 (\Box) (\rightarrow) 工事場所 岩国市錦町広瀬地内

工事の概要

エ
種
数
量

鋼 管 杭 工

四

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規
- 事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 共同企業体の代表者の平成三十年四月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知 出資比率が二十パーセント以上であること。

(以下「総合評定値」という。) の土木一式工事の数値が千二百五十以上であるこ

- 以上であること。 共同企業体の代表者以外の者のうち一者の総合評定値の土木一式工事の数値が千
- の数値が九百以上であること。 共同企業体の代表者以外の者のうち三の者以外の者の総合評定値の土木一式工事

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。 第四百十号)四の○に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲 争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競 (平成二十八年山口県告示

- 2 総合評定値通知書の写し 共同企業体協定書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

 (\equiv) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非

一四三本

(定期)

三七四四)にすること。

几 この審査についての問合せは、 適合通知書を発送する

山口県錦川総合開発事務所(電話○八二七−七二−

山口県告示第百六十七号

り、 加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 ついて次のとおり定めた。 に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事 (第二工区) の契約に係る一般競争入札 (以下「経営規模等入札参 方法等に

平成三十年四月二十日

口県知事 村 岡 嗣 政

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事 (第二工区

 (\Box) (-)工事場所 岩国市錦町広瀬字平床及び字阿儀薮地内

工事の概要

П

鋼	
管	エ
杭	
I	
	種
	数
四四	量
本	

経営規模等入札参加資格

山

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で

ے عر 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規 定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。 出資比率が二十パーセント以上であること。

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの (以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が千二百五十以上であるこ 共同企業体の代表者の平成三十年四月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知

- 以上であること。 共同企業体の代表者以外の者のうち一者の総合評定値の土木一式工事の数値が千
- の数値が九百以上であること 共同企業体の代表者以外の者のうち三の者以外の者の総合評定値の土木一式工事
- 経営規模等入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審查申請書等 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競

げる書類 第四百十号)四の○に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲 争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示 (以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3 2 1

申請書等の提出場所

4

 (\equiv) 申請書等の提出期間 山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

随時とする。

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

適合通知書を発送する。 審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非

兀 その他

三七四四)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県錦川総合開発事務所(電話○八二七−七二−



(七九) 平成三十年度随時実施二級及び随時実施三級技能検定試験の実施

随時実施三級技能検定試験を次のとおり実施します。 条第一項の規定により、 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。) 第四十四 平成三十年四月二十三日以降の平成三十年度随時実施二級及び

平原	戊 <i>30</i>	年4)	月20日	3 金田	曜日		山	[Ì	県	‡	8	(定期	月)		第 28	953 号	
2	=	水産練り	パン	プラスチ	婦人子供	電気機器	電子機器	機械	めっ	築			機械	鋳	暗	3	欄に掲げ	1 随時実		平成三十年
v	ŗ	製品製造	製造	ッ ク 成 形	服製造	組立て	組立て	検査	き	板金			加工	造	 	1	欄に掲げる試験科目に1随時実施二級の技能	施二級	き 直接直接 一般 できる できる できる できる できる できる できる こうしょう だい しょう	平成三十年四月二十日
2		かまぼこ製品製造	パン製造	プロー成形	婦人子供既製服縫製	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	機械検査	電気めっき	椒	構造物鉄工	マシニングセンタ	フライス整数値制御施盤・普通旋盤	非鉄金属鋳物鋳造 鋳鉄鋳物鋳造	影	大	科目に係るものについて実施する。の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下	検定		山口県知事 村 岡 嗣 政
	電	ダ	機	め	建	鉄	金	桥	幾	鋳					工	塗	防	鉄	型型	配
	子機器	イカカ	械	2	築		属プレ	梅	成		職	欄に掲げ	随图	2 道寺実	業		水	筋	枠	
	組立	ス	検		板		加加っ	ъ ъ		yt.	種	る試験科目	施三級の技術	・ 三級の支	包	N.I	施	施	施	Anto
	て 電子機器組立て	トホットチャンバダイカスト	査 機械検査	き 電気めっき	金 ダクト板金 内外装板金	工構造物鉄工	工金属プレス	コフライス盤		造非鉄金属鋳物鋳造	試験科目	掲げる試験科目に係るものについて実施する。	の表	(A)E)	装 工業包装	装 噴霧塗装	工 シーリング防水工事	工鉄筋組立て	型枠工事	管プラント配管

	平成:	30年 4	月20	9日 :	金曜日		山		П	県		報		(定期	月)	ĵ	第 298	53 号	
	内装仕上げ施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型 枠 施	配管	タ イル 張り	左	と	建築大工	水産練り製品製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製	プラスチック成形	印刷	紙器・段ボール箱製造	家具製作	婦人子供服製造	電気機器組立て
	ボード仕上げ工事	シーリング防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	プラント配管	タイル張り	左官	とび	大工工事	かまぽこ製品製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造		プロー成形	オフセット印刷	印刷箱打抜き	家具手加工	婦人子供既製服縫製	配電盤・制御盤組立て
1 随時実施二級の技能検定	ぞれこれらの表の下欄に掲げる額 (二) 実技試験にあっては、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種ごに	一 学科試験にあっては、三千百円受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付する	八 受検手数料	受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し〔〕随時実施三級の技能検定	受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書の写し 随時実施二級の技能検定	七 提出書類 山口県職業能力開発協会		1、 受倹申青雪の是出た - 随時受け付ける。	五 受検申請書の受付 受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。	□ 随時実施三級の技能検定 受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定に合格した者である。	(—)	四 受倹資各 山口県職業能力開発協会が指定する場所	三 試験の場所 山口県職業能力開発協会が指定する日	二 試験の期日 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	(二) 試験の方法	工業包装工業包装	塗 装 金属塗装 建築塗装	サ ッ シ 施 工 ビル用サッシ施工	熱 絶 縁 施 工 保温保冷工事

恢定 に係る随時実施三級技能検定に合格した者であること。

一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三-〇〇五一)

上次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

掲げる額 次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれ

一万七千九百円	施工 防水施工 塗装 工業包装プラスチック成形 パン製造 水産練り製品製造 とび 配管 型枠施工 鉄筋鋳造 機械加工 鉄工 建築板金 めっき 電子機器組立て 電気機器組立て
一万四千九百円	機械検査 婦人子供服製造
手数料	職種

2 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合

六 千 円	表 では、
五 千 円	機械検査 婦人子供服製造
手 数 料	職種

3 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

装 一大大学 では、 大学の大学では、 大学の大学では、 大学の大学では、 大学の大学を表して、 大学を表して、 大学を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生を生	機械検査 婦人子供服製造	職
一万七	一万四	手
千 九 克	千九五	数
円	円	料

九 問題の通知

実技試験の問題は、 山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知す

合格者の発表等

- 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- 点の開示を受けようとする受検者は、 旨を知事に申し出ること。 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、 合格者の発表日以後、受検票を提示してその 試験の得

その他

- と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職 業能力開発協会にすること。 は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」又は「随時実施三級技能検定試験」 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合
- 力開発協会(電話〇八三-九二二-八六四六)にすること。 随時実施二級及び随時実施三級技能検定試験についての問合せは、 山口県職業能

(八〇) 基本測量の実施の終了

国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

平成三十年四月二十日

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類

基本測量(電子国土基本図 (地図情報) 修正測量及び国土広域情報修正測量)

作業の地域

山口県全域

三 作業の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(八一) 公共測量の実施の終了

第二項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成三十年四月二十日

りました。

山口県知事 村 岡 嗣 政

作業の種類

公共測量(都市計画図作成

 \equiv

作業の地域

柳井市

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

周南都市計画用途地域 都市計画の種類及び名称

作業の期間

平成二十九年九月七日から平成三十年三月二十九日まで

八三 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第 項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用す 下松市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成三十年四月二十日

村 岡 嗣

山口県知事 政

八三 周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

覧に供します。 において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦 同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る 下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

山

口

平成三十年四月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

周南都市計画防火地域及び準防火地域 都市計画の種類及び名称

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八四) 周南都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第二項の規定に基づき、 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第 項に規定する図書の写しの送付があったので、 下松市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 同法第二十一条第二項において準用す

平成三十年四月二十日

山口県知事 村 岡 嗣

政

都市計画の種類及び名称

周南都市計画地区計画下松タウンセンター地区地区計画

 \equiv 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八五) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成三十年四月二十日

山口県知事

村

岡

嗣

政

入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

工事名

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事 (第一工区

工事場所

岩国市錦町広瀬地内

 (\equiv) 工事の概要

鋼 工 管 杭 工 種 数 量 四 二本

(四) 工期

箇月間 この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約三十一 口

山

報

県

2953 号

るべきものを除く。)を受け付けるVE方式の工事である この工事は、契約締結後に施工方法等の提案

(十一の○に基づく評価の対象とな

2

(五)

工事概要書及び入札説明書等の配布

山口県入札情報ポータルサイト

(____)

平成三十年四月二十日から同年八月二十九日まで

入札参加資格

ると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 く資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有す に関する告示(平成三十年山口県告示第百六十六号。以下「告示」という。)に基づ 入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査

- う。)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競 用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」とい
- ے عے۔ 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 政令第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 でないこと。 一に掲げる工事 (以下「本工事」という。) において他の共同企業体の構成員
- 3 を受けていないこと。 も山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止 平成三十年四月二十日から平成三十年十月十日までの間のいずれの日において
- 査を受けている者であること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第一項の経営事項
- 共同企業体でないこと。
- 本工事のうち契約担当者が指定する部分に係る見積書を提出した者であるこ
- 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 百ミリメートル以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から に限る。)として鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるもの 杭径が七

- 平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限る。)を施工した実績を有し ていること。
- の 日 以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から平成三十年四月 を本工事の工事現場に専任で配置できること。 二十日までの間に完成したものに限る。)の施工管理に従事した経験を有する者 共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)とし 講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、直接的かつ恒常的な雇用 条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受 て鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、杭径が七百ミリメートル 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、 (以下「提出日」という。) 以前に三月以上) があり、かつ、元請負人又は (告示三□に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書等の提出 かつ、建設業法第三
- 者であること。 共同企業体の代表者以外の者のうち一者が次に掲げる要件のいずれにも該当する
- 1 に限る。)として鋼管杭工事 での間に完成したものに限る。)を施工した実績を有していること。 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるもの (平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日ま
- 2 う。)で、直接的かつ恒常的な雇用関係 本工事の工事現場に専任で配置できること。 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」とい (提出日以前に三月以上)があるものを
- (五) も該当する者であること。 共同企業体の代表者以外の者のうち四の者以外の者が次に掲げる要件のいずれに
- 1 係るものとし、平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成し たものに限る。)を施工した実績を有していること に限る。)として杭工事(既製杭工、場所打ち杭工その他これらに類するものに 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるもの
- 2 主任技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上) ものを本工事の工事現場に専任で配置できること。 がある
- 設計図書の縦覧及び配布

几

(--)場所

山口県入札情報ポータルサイト

日時

平成三十年六月二十七日から同年八月二十九日まで

Ŧ. 契約条項を示す場所

号 六 七 入札の方法

山口県錦川総合開発事務所

より行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。 この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札に

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限 記載方法

る金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

提出場所

山口県錦川総合開発事務所

(\equiv) 受領期限

平成三十年八月七日午前九時から同月九日午後四時三十分

入札を執行する場所及び日時

(____)

山口県錦川総合開発事務所

入札保証金

口

平成三十年八月三十日午前十時

九

免除する。

+ 無効入札

Щ

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者決定基準

総合評価基準

価することにより行う。 落札者の決定は、価格、 施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評

書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際の評 提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図

価の項目及び基準は、別表のとおりとする。

落札者の決定方法

- 得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。 点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基 次に掲げる場合には、落札者としない。
- 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合
- 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百八を乗じて得た値に満た

2

- 3 秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると知事が認める場合 それがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の 入札金額によっては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないお
- じにより落札者を決定する。 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子く

その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 契約書の作成の要否

 $(\underline{\overline{}})$

- 果を記載した書面を平成三十年六月二十七日までに発送する。 後四時三十分までに山口県錦川総合開発事務所に提出すること。なお、その確認結 請した者については、 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類 1、2、3及び7に掲げる書類)を平成三十年五月十六日午 (告示に基づく資格審査を申
- 2 工事の施工実績について記載した書類
- 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

3

- 4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
- 5 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

6

- 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (<u>Fi.</u>) (平成十六年山口県条例第三十二号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電 この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

- (七) (六) を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。 この入札に係る請負契約については、 県議会の議決を要するため、落札後仮契約
- 契約保証金

保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。 金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律 に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証 八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付 契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、 (昭和二十七年法律第百 国債の提供又は

 (\mathcal{I}) 契約締結後の技術提案

負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、 当と認めたときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは、 となるべきものを除く。)をすることができる。この場合において、当該提案を適 金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の)に基づく評価の対象 により、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代 契約締結後、 当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出すること 仕様書による。 請

- (九) に問い合わせること。 詳細については、山口県錦川総合開発事務所 (電話〇八二七-七二-三七四四)
- 十四四 Summary
- (1) Division in charge of the contract: River Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City Yamaguchi Prefecture
- 2 of Nishiki River General Development Project (First Construction area) Name of construction work: Landslide prevention construction work of Hirase Dam
- Type of landslide prevention facility: Steel pipe pile working method
- Place of construction: Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Nishiki River General Development Office, 780 Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City
- 6) Time-limit for tender: 4:30 P.M. August 9, 2018

別表

施工方法等 高度な技術の提 の提案 案	評価の項目
「鋼管杭の 技術提案につ	平
の溶接部分の品質 ついて、3段階で	亩
うの品質向. 3 段階で評/	の基
]上」に関する 2価する。	準
3 江	配点
	換算值

					技術的能力 等の条件						
監理技術者の施 工経験の有無	監理技術者の有 する資格	労働安全衛生マネジメント等の 認証状況	ISO/400/ の 認 証の取得の状況	ISO900/の認証 の取得の状況	同種の工事の施 工実績の有無	施工上配慮すべ き事項					
監理技術者が平成22年4月/日から平成30年4月20日までの間に同種の工事に従事した経験を有していること。	監理技術者が一級土木施工管理技士、技術 士又はこれらと同等以上の能力を有する者で あること。	共同企業体の構成員のいずれかが労働安全 マネジメント等の認証を受けていること。			化機構が定めるISO900/の認証を取得していること。 共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO/400/の認証を取得していること。 共同企業体の構成員のいずれかが労働安全 共同企業体の構成員のいずれかが労働安全		共同企業体の代表者が平成22年4月/日から平成30年4月20日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的な所見が記載され、かつ、その内容が適切であること。	上記技術提案に係る施工計画について、3 段階で評価する。	「鋼管杭の施工精度向上」に関する技術提 案について、3段階で評価する。	上記技術提案に係る施工計画について、3 段階で評価する。
2点	<u></u>	<u></u> 河	, ju, ju,		2 浜	点	3 浜	3 済	3 连		
W	W		(Jr	co co				<u>24</u>			

入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

工事名

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事 (第二工区

工事場所

岩国市錦町広瀬字平床及び字阿儀薮地内

(\equiv) 工事の概要

鋼	工
管	
杭	
I	
	種
	数
一四三本	量

(四)

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約四十二

(<u>Fi.</u>)

るべきものを除く。)を受け付けるVE方式の工事である この工事は、 契約締結後に施工方法等の提案(十一の円に基づく評価の対象とな

工事概要書及び入札説明書等の配布

山口県入札情報ポータルサイト

平成三十年四月二十日から同年八月二十九日まで

入札参加資格

ると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 く資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有す に関する告示(平成三十年山口県告示第百六十七号。以下「告示」という。)に基づ う。)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競 争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使 入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」とい

- ے عر 用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 政令第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

Щ

口

- 2 でないこと 一に掲げる工事 (以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員
- を受けていないこと。 も山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止 平成三十年四月二十日から平成三十年十月十日までの間のいずれの日において
- 査を受けている者であること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第一項の経営事項審
- 共同企業体でないこと。
- 本工事のうち契約担当者が指定する部分に係る見積書を提出した者であるこ
- (\equiv) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限る。)を施工した実績を有し 百ミリメートル以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から に限る。)として鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、杭径が七 ていること。 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるもの
- 関係 の 日 以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から平成三十年四月 共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)とし を本工事の工事現場に専任で配置できること。 二十日までの間に完成したものに限る。)の施工管理に従事した経験を有する者 て鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、杭径が七百ミリメートル 講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、直接的かつ恒常的な雇用 条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法第二十六 (以下「提出日」という。) 以前に三月以上) があり、かつ、元請負人又は (告示三□に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書等の提出
- 者であること。 共同企業体の代表者以外の者のうち一者が次に掲げる要件のいずれにも該当する
- 1 での間に完成したものに限る。)を施工した実績を有していること。 に限る。)として鋼管杭工事 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるもの (平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日ま
- 2 う。)で、直接的かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)があるものを 本工事の工事現場に専任で配置できること。 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」とい
- (H.) も該当する者であること。 共同企業体の代表者以外の者のうち四の者以外の者が次に掲げる要件のいずれに
- 係るものとし、平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成し たものに限る。 に限る。)として杭工事(既製杭工、場所打ち杭工その他これらに類するものに 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるもの)を施工した実績を有していること。
- ものを本工事の工事現場に専任で配置できること。 主任技術者で、 直接的かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)がある

設計図書の縦覧及び配布

几

場所

山口県入札情報ポータルサイト

五.

 (\Box)

契約条項を示す場所 平成三十年六月二十七日から同年八月二十九日まで

山口県錦川総合開発事務所

六 入札の方法

より行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限 この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札に

記載方法

る金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す (その額に一円未満の端数があるときは、 これを切り捨てる。)を加算した金

提出場所

山口県錦川総合開発事務所

 (\equiv) 受領期限

平成三十年八月七日午前九時から同月九日午後四時三十分

入札を執行する場所及び日時

(____)

口

山口県錦川総合開発事務所

山

平成三十年八月三十日午前十時三十分

九 入札保証金

免除する。

+ 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする

入札参加資格のない者がした入札

記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者決定基準

総合評価基準

落札者の決定は、価格、 施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評

価することにより行う。

(___) 審查基準

> 価の項目及び基準は、 書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、 提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、 別表のとおりとする。 評価点を求める際の評 設計図

十二 落札者の決定方法

得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。 点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基 次に掲げる場合には、落札者としない。

施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合

ない場合 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百八を乗じて得た値に満た

3

2

落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、 秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると知事が認める場合 それがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の 入札金額によっては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないお

じにより落札者を決定する。

十三 その他

契約担当者

山口県知事 村岡

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

契約書の作成の要否

 (\equiv)

果を記載した書面を平成三十年六月二十七日までに発送する。 後四時三十分までに山口県錦川総合開発事務所に提出すること。なお、その確認結 請した者については、1、2、3及び7に掲げる書類) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類 (告示に基づく資格審査を申 を平成三十年五月十六日午

2

工事の施工実績について記載した書類

3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

総合評定値通知書の写し

5 4

6 特定建設業の許可通知書の写し

(五) (平成十六年山口県条例第三十二号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電 この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

- (七) を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。 この入札に係る請負契約については、 県議会の議決を要するため、落札後仮契約
- 契約保証金

保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。 金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律 に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証 八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付 契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は (昭和二十七年法律第百

契約締結後の技術提案

負代金額の変更を行うものとする。 当と認めたときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは、 となるべきものを除く。)をすることができる。この場合において、当該提案を適 金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の円に基づく評価の対象 により、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代 契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出すること なお、詳細については、 仕様書による。

- (九) に問い合わせること。 詳細については、山口県錦川総合開発事務所 (電話〇八二七-七二-三七四四
- 十四四 Summary

Щ

口

- (1) Division in charge of the contract: River Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction work: Landslide prevention construction work of Hirase Dam of Nishiki River General Development Project (Second Construction area)
- Type of landslide prevention facility: Steel pipe pile working method
- Place of construction: Hiratoko and Agiyabu, Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City
- General Development Office, 780 Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City Section in charge of procurement and contact point for the notice: Nishiki River
- Time-limit for tender: 4:30 P.M. August 9, 2018

別表

					う 満上 ※ で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
監理技術者の施 工経験の有無	監理技術者の有 する資格	労働安全衛生マネジメント等の 認証状況	ISO/400/の認証の取得の状況	ISO900/の認証 の取得の状況	同種の工事の施 工実績の有無	施工上配慮すべ き事項				高度な技術の提 案	の項目
を 年4月20日までの間に同種の工事に従事した 年4月20日までの間に同種の工事に従事した 発験を有していること。	監理技術者が一級土木施工管理技士、技術 士又はこれらと同等以上の能力を有する者で あること。	共同企業体の構成員のいずれかが労働安全 マネジメント等の認証を受けていること。	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO/400/の認証を取得していること。	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO400/の認証を取得していること。	共同企業体の代表者が平成22年4月/日から平成30年4月20日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理 由及び当該事項についての技術的な所見が記 載され、かつ、その内容が適切であること。	上記技術提案に係る施工計画について、3 段階で評価する。	「鋼管杭の施工精度向上」に関する技術提 案について、3段階で評価する。	上記技術提案に係る施工計画について、3 段階で評価する。	「鋼管杭の溶接部分の品質向上」に関する 技術提案について、3段階で評価する。	評価の基準
2点	<u>/</u> 近	<u></u> 声	<u></u> 声	/	2点	4 点	3 江	3 江	3	3 油	配点
www cyw								724			換算值



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

平平 _	平成30年4月20日 金曜日			П		県		報		(定	期)		j	第 2	953	3 号	
成成三三				(<u>=</u>)	(()	八	七		六	五.		四	三		=	_
平成三十年四月二十日発行平成三十年四月二十日印刷				最低価格	調達方法	山口県知事 村岡 契約担当者	その他	平成三十年二月九日	一リットル当たり百	落札金額 山	落札者の名称及びそ	平成三十年三月二十三日	落札者を決定した日一般競争入札	契約の相手方を決定した手続	ガソリン 三百十一	落札に係る物品等の名称及び予定数量	山口県警察本部警務部会計課 山口事務を担当する課の名称及び所在地
発発 行行 人所						嗣政			一リットル当たり百二十二円三十六銭四厘	山陽小野田市稲荷町一〇		三日		した手続	三百十一キロリットル	名称及び予定数量	部会計課 山口市滝町名称及び所在地
山山 口 口 県 知									上	一〇番二三号	地						番一号
事庁																	